

東北大大学における准職員・時間雇用職員の雇用制度について

1. 非正規職員の有期雇用

本学の非正規職員の有期雇用については、国立大学法人化以前の昭和 55 年 7 月から、1 事業年度を超えない範囲での雇用期間であるとともに、通算契約期間の上限を 3 年以内とする規定があったものですが、平成 26 年 4 月 1 日を施行日（通算契約期間の起算は平成 25 年 4 月 1 日）として、**労使合意の上で、通算契約期間の上限を 5 年以内に延長する就業規則の改正を行ったところです。**以降、有期雇用契約の締結・更新に際し、更新の上限を具体的に労働条件通知書（兼同意書）に記載し、非正規職員の同意を得ているものです。雇用に関する手続きを適切に行なう上で、有期雇用契約の締結後、雇用年数の上限に達した場合、その有期雇用契約は終了となります。

大学の運営は、国からの運営費交付金によるところが大きく、本学の運営費交付金は法人化となった平成 16 年度と比較して平成 29 年度は約 81.5 億円の減となっております。また、非正規職員の雇用財源の 5 割を不安定要素のある外部資金に依存しており、今後も運営費交付金の減少が予想される中で、現状の非正規職員の規模を将来に渡って維持することは、大学の経営上困難です。加えて、非正規職員の方々が現在従事している業務については、今後も永続的に存在するかどうかは分からぬ状況であり、このような財源上の問題や業務の状況をも勘案して、非正規職員の雇用年数に上限を設けて運用しており、今後も同様の運用は避けられないものと考えております。

2. 非正規職員を無期雇用とする登用・採用制度

本学では、意欲の高い優れた人材を確保するため、新たな人事制度（限定正職員等）を整備するとともに、改正労働契約法の趣旨を踏まえ、無期転換を行うこととしております。

※人数はいずれも H30.1.1 現在

- ① 就業規則等により従来から更新上限の適用がないと整理されている者については労働契約法第 18 条に基づいて無期転換を行う。
 - ・昭和 55 年 7 月以前に任用された准職員、平成 16 年 3 月 31 日以前から継続雇用されている時間雇用職員等の申し込みにより無期労働契約に転換する。（226 名）
 - ・非常勤講師、医員等（809 名）についても通算雇用期間が 5 年を超れば申し込みにより無期労働契約に転換する。
- ② 障害者雇用促進法等法令に基づき雇用が求められる人材については無期の非正規職員として採用する。（21 名）
- ③ 本学に 3 年以上在職する非正規職員を対象として、意欲が高く優れた人材を任期の定めのない限定正職員に採用する。（合格者 669 名）
- ④ 非正規職員等を対象に登用試験を実施し、事務系業務に従事する正規職員に登用する。